

地下水及び湧水保全検討会設置要綱

平成19年3月22日区長決定

改正 平成24年4月1日区長決定

(目的)

第1条 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例(平成18年板橋区条例第49号以下「条例」という。)第11条に規定する湧水保全地域の指定等について検討するため、地下水及び湧水保全検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条に基づく湧水保全地域の指定に関すること。
- (2) 条例第15条第2項に基づく大口地下水利用者に対する勧告に関すること。
- (3) その他区長が必要であると認める事項。

(組織)

第3条 検討会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 関係行政機関の職員 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、資源環境部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。